

七尾商工会議所 会頭選考委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、七尾商工会議所定款第33条第1項に基づき、会頭の選任に必要な手続きを定め、もって公平・公正かつ円滑な会頭選任を行うことを目的とする。

(会頭選考委員会)

第2条 会頭選任を円滑に進めるため、七尾商工会議所会頭選考委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員の構成・任期・遵守事項)

第3条 委員会は、副会頭1名、各部長、各委員長、専務理事11名により構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。委員長は副会頭が務め、委員長事故あるときは委員の互選により選任する。
- 3 委員の任期は、会頭が議員総会において選任されるまでとする。
- 4 委員及び会議出席者は、正当な理由なく職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。
- 5 委員会の審議内容は非公開とする。

(諮問)

第4条 会頭は、新たな会頭候補者の選考について委員会に諮問するものとする。

(招集・議事)

第5条 委員長は、前条の諮問を受け委員会を招集し、その議長となり選考を行うものとする。

- 2 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決する。
- 3 必要に応じ委員会の承認を得て、委員会以外の出席を認め、意見を聴くことができる。

(答申・選任提案)

第6条 委員長は、前条議決事項を指定期日までに、会頭に答申するものである。

- 2 会頭は前項の答申に基づき、常議員会の承認を経て議員総会に会頭選任の提案を行う。

(立候補)

第7条 第6条第1項により常議員会の承認を得た者以外でも立候補することができる。

- 2 委員会の答申が不調のとき、または委員会の答申が常議員会の承認を得られなかったときは立候補者を募るものとする。

(立候補受付告示)

第8条 立候補受付に関する告示は、投票日の15日前までに七尾商工会議所掲示場にて行う。

(立候補者)

第9条 会頭に立候補しようとする者は、議員10名の推薦を得なければならない。

第6条第1項により常議員会の承認を得た者は、第9条第1項は免除する。

(立候補者の届出)

第10条 立候補の届出は、投票日の10日前までに七尾商工会議所総務課に届出なければならない。

2 前項届出は、七尾商工会議所に備え付ける『会頭候補者立候補届出用紙』に必要事項を記入して行う。

3 立候補者は、前条による議員10名の推薦人が記名捺印した推薦状と立候補に際しての所信表明(1,600字以内)を付して、立候補の届出をしなければならない。

4 第6条第1項により常議員会の承認を得た者は、第10条第3項は免除する。

(選挙)

第11条 選挙は次の各号のいずれかに該当する時に行う。

① 第7条第1項による立候補があり、委員会の選衝者と併せ候補者が複数になったとき

② 第7条第2項による立候補が複数になったとき

2 選挙は、立候補受付告示後の議員総会で行う。

(選挙権)

第12条 議員はそれぞれ1個の選挙権を有する。

(被選挙権)

第13条 会頭の被選挙権を有するものは、次の2つの条件を満たすものとする。ただし定款

第33条9項(役員の欠格事由)に該当する者はこれを有しない。

① 過去において議員経験者であること

② 選挙実施年度までの会費が完納されていること

(選挙管理及び立会人)

第14条 会頭選挙に関する一切の事項は、『七尾商工会議所議員選挙選任規約』第17条に定める

選挙長が、定款、規則、本規程の定めに基づいて管理する。

2 選挙立会人は議員の中から選挙長が指名する。立会人の数は、会頭候補者数を勘案して、その都度選挙長が定める。

(選挙の方法)

第15条 選挙は単記無記名投票によって行う。

(代理投票)

第16条 選挙人はやむを得ない事由がある時は、他の選挙人をもって代理投票させることができる。

2 前項による選挙権行使のための委任状は、指定の委任状用紙に限り、すべて代理人の氏名を記入したものとし、七尾商工会議所総務課に届出なければならない。

(投票の方法)

第17条 投票は、当日投票所において交付された投票用紙をもって行う。

(開票)

第18条 開票は、投票終了後直ちに選挙長により開票する。

2 立会人は選挙長と共に投票を点検する。

(開票結果の発表)

第19条 選挙長は、議員総会において、議長の指示により投票の結果について投票総数、有効投票数並びに立候補者別得票数を発表する。

(当選人)

第20条 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。

2 立候補者が3名以上で最多得票数を得た者が2名以上あるときは、該当者による決選投票を行い、当選人を決定する。

3 前項による決選投票で得票数が同数のとき、または立候補者が2名で得票数が同数のときは、くじ引きで決する。

(立候補者が1名以下の場合の選任方法)

第21条 第7条2項による立候補者が1名の時は、議員総会に諮り過半数の同意を得て決定する。

2 第7条2項による立候補者がいないとき、または前項議員総会で同意が得られなかったときは、議員総会において委員会を開催し、会頭候補者を選衝する。

3 前項により選衝された会頭候補者は、議員総会において過半数の同意を得て決定する。

(その他必要な事項)

第22条 この規定に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会で協議し定める。
また、会頭選挙に必要な事項は、議員総会で協議し定める。

附 則

1. 本規定は令和7年6月19日から施行する。